

徳島県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年六月三日から同年十月三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目一 番地一	疋田 直太郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン徳島藍住店

所在地 板野郡藍住町住吉千鳥ヶ浜六六番五ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前

午前七時から午後九時五十分まで

変更後

午前七時から午後十二時まで

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前

午前六時三十分から午後十時まで

変更後

午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで

4 変更年月日

令和四年五月二十七日

二 届出年月日

令和四年五月十六日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課

2 縦覧の期間 令和四年六月三日から同年十月三日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部  
企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。